

現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の一部が改正され、国民の利便性向上等の観点から、来年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化することとされたが、現在、マイナンバーカードと健康保険証の情報が誤ってひも付けされた事例が確認されている。

現行の健康保険証の廃止後は、マイナンバーカードを持たない被保険者についても保険診療を受けられるよう、本人からの求めに応じて資格確認書を交付することとされているが、本人の意思確認が難しい認知症患者等は申請手続を行えず、保険診療を受けられなくなることが懸念されている。

政府は、マイナンバーカードに登録されたデータ等の総点検を行うことを表明しており、今後、マイナンバーカードの健康保険証利用については国民の不安解消が見込まれるものの、現行の健康保険証の廃止により、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあるほか、本人申請を前提とした資格確認書を取得できない懸念についても課題として残されている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、安心・安全なデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードに登録されたデータ等の確認を着実に実施するとともに、誰一人取り残さない医療保険制度を維持するため、現行の健康保険証を存続するよう強く要請する。